

「緑化計画」（緑化に関する手続き）について

【目的】

足立区では緑化の推進のため、一定規模以上の敷地面積に建築行為等を行う場合は「足立区緑の保護育成条例」に基づき緑化に関する手続きが必要になります。

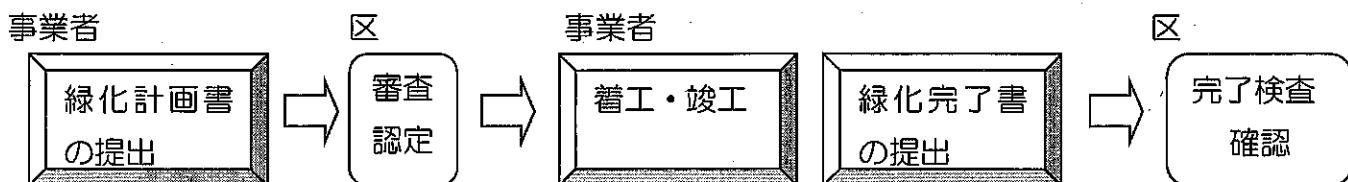
【対象となる行為】

- 1) 足立区内で敷地面積 200m^2 以上（公共施設及び、国又は地方公共団体が有する敷地は全て）の敷地で、建築物及び工作物を新築、改築、又は増築すること。
- 2) 自動車等（バイク・自転車含む）の収容能力が、20台以上の駐車場（公共施設及び、国又は地方公共団体が有する敷地は全て）を新設又は変更すること。

- ◆ 建築物の用途変更のみの場合は、対象となりません。
- ◆ 仮設建築物の場合も、緑化計画書の提出対象となります。「仮設許可証」の添付によって、緑化基準の緩和が認められる場合がありますので、事前に担当者に相談してください。
- ◆ 道路、公園（公園・緑地・児童遊園）の敷地内に占用物件として建築物等を新築、改築、又は増築する場合には、緑化計画書の提出が必要です。
- ◆ 『東京における自然の保護と回復に関する条例』第14条に基づく $1,000\text{m}^2$ （国及び地方公共団体は 250m^2 ）以上の敷地の緑化計画書の届出は、平成21年7月から手続きが区に一元化されています。
- ◆ 『東京における自然の保護と回復に関する条例』第47条・48条に基づき、敷地面積 $3,000\text{m}^2$ 以上で樹林地や農地等の「自然地」を含む場合は、別途、東京都環境局の開発許可が必要となる場合があります。（問合せ先：東京都環境局自然環境部緑環境課指導係 電話：03-5388-3554）

【手続きの方法】

- 1) 一戸建て住宅（建築確認申請上の主要用途が一戸建ての住宅の場合）
→ 緑化指導をうけてください。緑化計画書の提出は必要ありません。
建築計画概要書（コピー可）を持って、窓口へお越しください。
- 2) 一戸建て住宅以外（建築確認申請上の主要用途が一戸建ての住宅以外の場合）
→ 緑化計画書の提出が必要になります。
① 「緑化計画のてびき」に基づき、建築確認申請と同時期に書類を提出してください。
② 建築計画概要書（コピー可）を併せて提出してください。
※工事完了後は「緑化完了書」を提出してください。



道路に接する場所や建築物の屋上などの緑化工事費用の一部を助成します。
ただし、緑化基準による接道部緑化と建築物上緑化を除きます。
詳しくは、緑化推進係窓口にてお問い合わせください。

★緑化計画の一部を改正しますく平成30年11月1日の提出から対象（裏面参照）

お問合せ先》足立区都市建設部みどりと公園推進室 みどり推進課緑化推進係
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所本庁舎北館

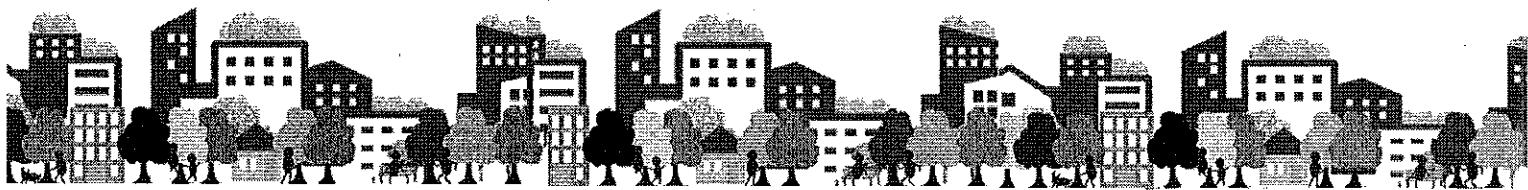
TEL:03-3880-5188 FAX:03-3880-5620 E-mail:midori@city.adachi.tokyo.jp

緑化計画(緑化に関する手続き)の 一部改正のお知らせ

平成30年
11月1日
の提出から

※対象となる行為、手続きの内容に関する変更はありません。

開発等に伴い、長く地域を見守ってきた樹木が次々に姿を消しています。緑はヒートアイランド現象の軽減や、鳥・昆虫などの生息場所など、潤いとやすらぎのあるまちづくりに不可欠です。事業を行う皆様には、緑化へのご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。



樹木を大切に継承するために…

1 既存樹木の緑化面積を最大2倍に算定

- 樹木の高さから計算する円の面積を、緑化面積にできます。

道路に面した緑を確保するために…

2 敷地や計画に応じた緑化方法の追加

- 道路に面した緑化について、算定方法が増えます。

大きい樹木を育むために…

3 植える樹木の高さの基準を変更

- 高木：植えるときの高さ【2m以上】⇒【3m以上】
- 中木：植えるときの高さ【1.2m以上】⇒【1.5m以上】

くわしくは、みどり推進課の窓口で配布するパンフレットをご覧ください。パンフレットは、区HPからもご覧いただけます。
(<http://www.city.adachi.tokyo.jp/midori/machi/midori/ryokukakekaku.html>)

